

周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大防止及び感染症による生活・経済への影響緩和を緊急的に図るために、市内飲食店のテイクアウト営業の促進及びテイクアウト利用者の利便性の向上を目的とした事業（以下「促進事業」という。）を新たに開始する事業者等に対し、予算の範囲内で周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に本店又は本部を有する法人又は団体で、1年以上の事業実績のあるもの

イ 市内在住の個人事業主（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条第1項に規定する開業等の届出を税務署にした者）で、1年以上の事業実績があるもの

(2) テイクアウト営業 飲食料品を持ち帰り等のための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡であり、株式会社まちあい徳山が運営するウェブサイト「Tokuyama p（おうちぐるめしゅうなん）」に掲載された市内飲食店が行うものをいう。

(3) テイクアウト利用者 市内飲食店が行うテイクアウト営業を、消費者として利用する者をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定める要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和2年3月1日以降促進事業を新たに取る事業者であること。

(2) 新たに取る促進事業は、次の全てに該当する内容であること。

ア 市内飲食店3店舗以上のテイクアウト営業を対象とするものであること。

イ 市内の不特定のテイクアウト利用者を想定したものであること。ただし、配達など業務実施上の都合により、一定範囲の地域を指定する場合については、この限りではない。

ウ 飲食料品の注文受付、受取・配達、集金等の代行などの一連の業務を行うことで、市内飲食店のテイクアウト営業の促進及びテイクアウト利用者の利便性の向上が図られていること。

エ 開始から1年以上の継続を想定したものであること。

(3) 法令等を遵守していること。

(4) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと。

(5) 市税を完納していること。

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（暴力団員防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

（補助金の種類）

第4条 補助金の種類は、以下のとおりとする。

(1) 新規参入支援金

(2) 事業継続補助金

（新規参入支援金）

第5条 新規参入支援金の補助対象経費は、事業者が新たに開始した促進事業の準備に要した経費とし、その限度額は20万円とする。

（事業継続補助金）

第6条 事業継続補助金の補助対象経費は、事業者が促進事業を継続するために要した経費の2分の1の額とし、その限度額は30万円とする。

2 補助期間は、促進事業を開始した日から令和3年3月31日までとする。

（新規参入支援金の交付申請及び交付決定）

第7条 新規参入支援金の交付を受けようとする者は、周南市テイクアウト促進事業新規参入支援金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和2年7月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写しなど法人、団体の設立が確認できる書類又は税務署に届け出た開業等の届出の写し
- (2) 1年以上の事業実績が確認できる書類
- (3) 促進事業の準備に要した経費が確認できる書類
- (4) 事業計画書
- (5) HP掲載用のPRチラシ
- (6) 促進事業の開始日が確認できる書類
- (7) 市税の滞納のないことの証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、新規参入支援金を交付すべきものと認めたときは、周南市テイクアウト促進事業新規参入支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により前項の新規参入支援金を申請した者（以下「新規参入事業者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、新規参入支援金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を書面により新規参入支援金を申請した者に通知するものとする。

（新規参入支援金の請求）

第8条 前条第2項の規定により交付決定を受けた新規参入事業者は、速やかに周南市テイクアウト促進事業新規参入支援金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に定める請求が適正な請求であったときは、速やかに新規参入支援金を交付するものとする。

（事業継続補助金の交付申請及び交付決定）

第9条 事業継続補助金の交付を受けようとする新規参入事業者は、周南市テイクアウト促進事業継続補助金交付申請書（別記様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、促進事業の開始日から6か月を経過した日以降、令和3年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 提出日において促進事業が継続されていることが確認できる書類
- (2) 促進事業の継続に要した経費が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、事業継続補

助金を交付すべきものと認めるときは、周南市テイクアウト促進事業継続補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により前項の事業継続補助金を申請した新規参入事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、事業継続補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかにその旨を書面により事業継続補助金を申請した新規参入事業者に通知するものとする。

（事業継続補助金の請求）

第10条 前条第2項の規定により交付決定を受けた新規参入事業者は、速やかに周南市テイクアウト促進事業継続補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に定める請求が適正な請求であったときは、速やかに事業継続補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、新規参入事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

（権限移譲等の禁止）

第12条 新規参入事業者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

周南市テイクアウト促進事業新規参入支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 所在地
事業者名称
代表者氏名 ⑩
電話

周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により新規参入支援金の交付を受けたいので、添付書類を添えて次のとおり申請します。

促進事業	事業名称	
	実施場所	
	開始日	年 月 日
	準備に要した経費	円
新規参入支援金交付申請額 (準備に要した経費の額) (20万円を超える場合は20万円)		円

【添付書類】

- 1 定款の写しなど法人、団体の設立が確認できる書類又は税務署に届け出た開業等の届出の写し
- 2 1年以上の事業実績が確認できる書類
- 3 促進事業の準備に要した経費が確認できる書類
- 4 事業計画書（任意の様式）
- 5 HP掲載用のPRチラシ
- 6 促進事業の開始日が確認できる書類
- 7 市税の滞納の無いことの証明書（申請日の1か月以内の日付のもので写しも可）
- 8 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

周南市テイクアウト促進事業新規参入支援金交付決定通知書

様

周南市長 印

年 月 日付けで申請のあった周南市テイクアウト促進事業新規参入支援金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額	円
促進事業名称	
促進事業開始日	年 月 日

周南市テイクアウト促進事業新規参入支援金交付請求書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 所在地
事業者名称
代表者氏名 ⑩
電話

周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付決定通知	年 月 日付け 第 号	
交付請求額	金 円	
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	
	本・支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

- 注 1 交付請求額の欄は、交付決定通知書に記載されている交付決定額を記載ください。
2 口座種別の欄は、該当する方を○で囲んでください。

周南市テイクアウト促進事業継続補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 所在地
 事業者名称
 代表者氏名 ⑩
 電話

周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により事業継続補助金の交付を受けたいので、添付書類を添えて次のとおり申請します。

促進事業	事業名称	
	実施場所	
	開始日	年 月 日
	事業継続経費	円
事業継続補助金交付申請額 （事業継続経費の2分の1） （30万円を超える場合は30万円）		_____円

【添付書類】

- 1 促進事業が継続されていることが確認できる書類
- 2 促進事業の継続に要した経費が確認できる書類（準備に要した経費とは区別すること）
- 3 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

周南市テイクアウト促進事業継続補助金交付決定通知書

様

周南市長 印

年 月 日付けで申請のあった周南市テイクアウト促進事業継続補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

交付決定額	円
促進事業名称	
促進事業開始日	年 月 日

周南市テイクアウト促進事業継続補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 所在地
 事業者名称
 代表者氏名 ⑩
 電話

周南市テイクアウト促進事業新規参入事業者支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付決定通知	年 月 日付け 第 号	
交付請求額	金 円	
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	
	本・支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

- 注 1 交付請求額の欄は、交付決定通知書に記載されている交付決定額を記載ください。
 2 口座種別の欄は、該当する方を○で囲んでください。